

平成 31 年度都道府県別募集定員の上限について

1. 平成 31 年度の全体の募集定員上限の設定

- 全体の募集定員は、平成 27 年度に研修希望者の 1.2 倍とした後、段階的に縮小し、平成 32 年度までに約 1.1 倍にすることとしている。
- 平成 31 年度は、全体の募集定員が研修希望者の 1.12 倍となるよう設定する。
- 平成 31 年度の研修希望者の推計及び全体の募集定員の上限は、従前の取扱いのとおり試算すると、別紙「研修医の募集定員・受入実績等の推移」（資料 1 - 2）のとおりとなる。

2. 平成 31 年度の都道府県別募集定員上限の設定

- 平成 31 年度の都道府県別募集定員の上限は、従前の取扱い（資料 1 - 3）のとおり試算すると、別紙「平成 31 年度研修 都道府県別募集定員の上限」（資料 1 - 4）のとおりとなる。

3. 医学部新設に係る募集定員の上限について（報告）

- 平成 28 年度に宮城県の東北薬科大学に新たに医学部が開設され、医学部入学定員が 100 名増えたことに伴い、宮城県の医学部新設に係る入学定員の増員分（100 名）については、平成 29 年度の上限から平成 34 年度までの 6 年間、毎年 17 名^{*}ずつ漸増させて都道府県別募集定員の上限を計算している。

※ 平成 29 年度から 33 年度までは 17 名増、平成 34 年度は 15 名増としている。

- 平成 29 年度に千葉県の国際医療福祉大学に新たに医学部が開設され、医学部入学定員が 140 名増えたことに伴い、千葉県の医学部新設に係る入学定員の増員分（140 名）については、平成 30 年度の上限から平成 35 年度までの 6 年間、毎年 24 名^{*}ずつ漸増させて都道府県別募集定員の上限を計算している。

※ 平成 30 年度から 31 年度までは 24 名増、平成 32 年度から 35 年度までは 23 名増とする。

※ 千葉県については、医師養成数よりも人口分布の割合を採用した方が上限が多くなることから、医学部新設に伴う入学定員の増加により、千葉県の上限は影響しない。